参考資料４

桜川市病院事業運営評価実施要領

１　目的

桜川市病院事業（以下「市病院事業」）の運営にあたり、さくらがわ地域医療センターの指定管理者による管理に関する基本協定（以下「基本協定等」という。）や事業計画に基づいた指定管理者が担う病院運営及び施設等の管理状況、並びに桜川市（以下「市」という。）策定の新公立病院改革プラン（以下「改革プラン」という。）の取組状況について点検評価し、適正な医療提供及び施設管理、さらには将来にわたる市の医療提供体制の確保に資することを目的とする。

２　評価の定義

本要領において「評価」とは、市病院事業における、さくらがわ地域医療センター（以下「医療センター」という。）の指定管理者による管理について、法令条例等のほか協定書、仕様書、事業計画書に基づく医療提供及び施設等の管理が適正に行われているかを、事業実績報告書、決算報告書、実地調査等により点検・検証することをいう。

あわせて、市病院事業における改革プランの取組状況について点検・検証することをいう。

３　評価の対象

（１）医療センターの指定管理業務の取組状況・・・指定管理者

（２）改革プランの取組状況・・・桜川市

４　評価の実施

桜川市病院事業運営評価委員会設置条例（平成３０年桜川市条例第３２号）第２条の規定に基づき、指定管理者及び市、並びに桜川市病院事業運営評価委員会（以下「委員会」という。）は、市病院事業が適正に行われているかを確認するため、次のとおり評価を実施する。

（１）指定管理者による業務内容の確認

ア　事業報告書及び決算報告書等の提出

指定管理者は、事業報告書及び決算報告書、その他実績に係る資料等（以下「報告書等」という。）について、市が指定する期日までに提出しなければならない。

（２）市による業務内容の確認

ア　報告書等による管理運営状況の確認

市は、指定管理者から提出された報告書等により、指定管理者の業務の実施状況が、市の協定書及び仕様書等に定められた基準を満たし、適正かつ確実なサービスが提供されているか点検・確認する。

イ　随時の確認実施

市は、事前に指定管理者に通知したうえで、施設の管理運営、経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は病院内において維持管理等の状況を点検・確認できるものとする。

（３）評価の実施

ア　指定管理者による１次評価

指定管理者は、毎年度指定管理業務終了後、「桜川市病院事業評価シート」（以下「評価シート」という。）に掲げる各評価項目について、３段階（○△×）で自らの管理運営業務を評価し、別途、指定する期日までに市へ提出するものとする。

イ　病院事業担当課による２次評価

病院事業担当課は、毎年度指定管理業務終了後、報告書等の内容、指定管理者による１次評価の結果等を踏まえ、指定管理者による評価と同様、評価シートに掲げる各評価項目について、３段階（○△×）による２次評価を行い、桜川市病院事業運営評価委員会（以下「運営評価委員会」という。）へ提出するものとする。

改革プランに係る評価については、病院事業担当課の評価を１次評価とする。

ウ　運営評価委員会による評価（各評価項目に対する評価及び総括）

運営評価委員会は、毎年度指定管理業務終了後、病院事業担当課から提出された評価シートにおける１次評価及び２次評価の結果を点検し、必要があれば２次評価を補正することで評価を確定させる。改革プランについては、前記の「１次評価評及び２次評価」を１次評価と読み替える。

＜評価基準＞

評価記号	評価基準
○	協定内容が遵守されており、事業計画に基づく事業実施や取組状況や数値目標について水準を満たしている、又は期待以上となっている。
△	協定内容の遵守や、事業計画に基づく事業実施や取組状況に問題はないが、一部に改善の余地がある。
×	協定事項が遵守されていない、または事業計画内容が実施されておらず事業実施に支障があり、早急な対応が求められる。

エ　評価結果の報告等

委員会は、市長に評価シートを添えて評価結果を報告する。その他、速やかに市長から指定管理者に対し、同様に評価結果を通知するものとする。

オ　評価結果の公表

評価結果については、市ホームページ掲載及び市窓口等にて掲示するものとする。

５　業務基準を満たしていない場合の措置

委員会の評価の結果、「×」となった評価項目内容については、桜川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成27年条例第157号）第９条及び基本協定書（平成30年9月28日締結）第３７条第１項に基づき、市長は指定管理者に対して改善の指示を行い、指定管理者から対応結果の報告を求めるものとする。なお、報告は、業務改善報告書（別添様式）によるものとし、次年度の事業報告書に添付して市へ提出するものとする。改革プランに関するものは、病院事業担当課が対応するものとする。

また、市は、指定管理者の改善に向けた取組状況及び改革プランに関する取組状況、並びにその結果を委員会に報告するものとする。

６　評価の参考スケジュール

○事業完了	3月31日
○事業報告	6月末まで（3か月以内）
○１次評価	7月上旬
○２次評価	7月中旬
○運営評価委員会	7月下旬～8月上旬
○市長への評価結果報告	8月中旬
○市議会への報告	9月中旬
○評価結果公表	9月下旬
○業務改善指示	9月下旬（該当の場合）
○業務改善報告	翌年実績報告時